

令和4年4月 土木工事共通仕様書等の主な改正概要

1. 土木工事共通仕様書

①事務の簡素化に関する改正

- ・ 施工計画書の作成省略を請負金額130万円未満から300万円未満に改訂する。
(監督員が提出を指示する場合を除く) (1-1-1-4)
- ・ 監督員への立会依頼を連絡に訂正。(書面提出は省略できます。)(3-1-1-5)

2. 請負工事の提出書類及び施工等における注意点(土木)

①工程表

- ・ 変更内容が軽微であり、工程に影響を及ぼさない場合は、監督員の承諾により、変更工程表を省略できます。(工期変更の場合は必要です。)

②施工計画書

- ・ 当初請負金額300万円以上の工事及び監督員の指示する工事について作成。
- ・ 軽微な変更である場合は、監督員の承諾により変更施工計画書の提出を省略できます。

③再生資源利用(促進)計画及び実施書

- ・ 再生資源利用(促進)計画の変更については、監督員の指示がある場合に提出してください。

④使用材料の承諾

- ・ 検査済証、合格証等の品質証明資料及び公的機関規格証明資料により、必要な品質が確認でき、監督員が承諾する場合は、カタログ、承認図、試験報告書等のバックデータを省略できます。

⑤出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値の抜粋参考表記

今治市土木工事施工管理基準との不整合があるため、訂正。

3. 写真管理基準

- ・ 黒板のないもの、黒板が不鮮明なもの、黒板記事の訂正、補足を必要とする場合は台紙の説明欄に記入してください。(補足を必要としない場合は記入しないでください。)